

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パ ラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナ ウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン

平成 20 年 6 月 6 日(告示第 914 号)一部改正
平成 29 年 10 月 11 日(告示第 1540 号)一部改正

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチンの 3.3.5、3.3.7（迷入ウイルス否定試験法 2.6.1 及び 2.8.2 を除く。）、3.3.8、3.3.11 及び 3.3.13.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについて同基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチンの 3.2.4 の規定を準用して試験を行うものとする。